

2024年1月号

(2024年1月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2024年の主な法改正等

新年あけましておめでとございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。今回は、今年の主な法改正や動向をチェックしていきたいと思ひます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2024年の主な法改正や動向

- 4月：労働条件明示ルールや裁量労働制の見直し 労働契約締結時や更新時に明示する事項が追加されます(労働条件通知書や雇用契約書の見直しが必要)です。また、裁量労働制を継続導入する事業場では、2024年3月末までに労働基準監督署に本人の同意や撤回の手續等を定めた労使協定の届出を行う必要があります。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働者	労働契約締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者	有期労働契約締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) + 更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会・無期転換後の労働条件 + 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に務めること

厚生労働省：労働条件明示<<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156050.pdf>>参考

厚生労働省：裁量労働制<<https://www.mhlw.go.jp/content/001080850.pdf>>参考

厚生労働省：労働条件通知書<<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156118.pdf>>参考

- 4月：自動車運送事業 (トラック・バス・タクシー事業)、建設業、医師の時間外労働の上限規制が適用 業務の特性や取引慣行等による長時間労働の課題のため、時間外労働の上限についての適用が5年間猶予されていた左記の事業について、4月から上限規制が適用になります。下表は自動車運送事業。

	一般的事業	自動車運送事業
36協定の時間外労働 (原則)	月45時間、年360時間	月45時間、年360時間
36協定の時間外労働 (特別条項)	年720時間 (休日労働含まない)	年960時間 (休日労働含まない)
	月100時間未満 (休日労働含む)	適用なし
	2~6か月平均80時間 (休日労働含む)	適用なし
	月45時間超えは年6か月	適用なし

厚生労働省：時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務 (2024年3月末で猶予終了)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/gyosyu/topics/01.html>

- 4月：自動車運送事業の改善基準告示 拘束時間の上限や休息時間の見直が行われます。下表トラック運転者。

トラック運転者の改善基準告示	~2024年3月	2024年4月~
拘束時間 (1年)	3,516時間	原則：3,300時間
拘束時間 (1か月)	原則：293時間	原則：284時間
	最大：320時間	最大：310時間
休息期間 (1日)	継続8時間	継続11時間を基本とし、9時間下限

また、労使協定により年間 6 か月までは、年間の総拘束時間が 3,400 時間を超えない範囲で、1 か月の拘束時間を 310 時間まで延長できます。この場合、1 か月の拘束時間が 284 時間を超える月が 3 か月を超えて連続しないものとし、1 か月の時間外・休日労働時間数が 100 時間を超えないように努める必要があります。

厚生労働省：トラック運転者 <<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/notice>> 参考

下表バス運転者。※4 週平均 1 週と 1 か月は選択可（2024 年 4 月～）。

バス運転者の改善基準告示	～2024年3月	2024年4月～
拘束時間（1年）	3,380時間	原則：3,300時間
拘束時間（4週平均1週）	原則：65時間（月換算281時間） 最大：71.5時間（月換算309時間）	原則：65時間（月換算281時間） 最大：71.5時間（月換算309時間）
拘束時間（1か月）	—	原則：281時間 最大：294時間
休息期間（1日）	継続8時間	継続11時間を基本とし、9時間下限

また、貸切バス等運転者は、労使協定により年間 6 か月までは、年間の総拘束時間が 3,400 時間を超えない範囲で、1 か月の拘束時間を 294 時間まで延長できます。この場合、1 か月の拘束時間が 281 時間を超える月が 4 か月を超えて連続しないものとする必要があります。

貸切バス等運転者とは、貸切バスを運行する営業所における運転者、乗合バス運転者（一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所に限る）、高速バス運転者、貸切バス運転者。

厚生労働省：バス運転者 <<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/bus/notice>> 参考

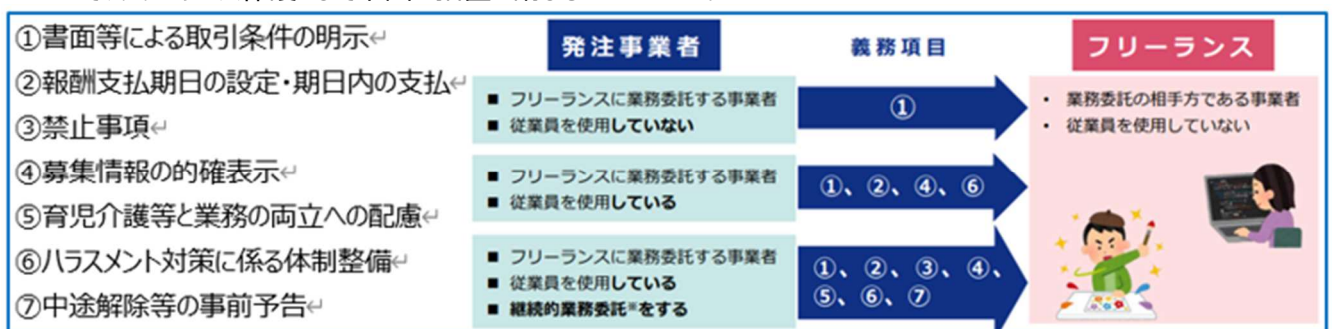
- 10 月：社会保険適用拡大 **従業員 50 人超えの企業**（人数は厚生年金保険の被保険者数であって、短時間労働者を含まない）は、週の所定労働時間が 20 時間以上等の一定要件を満たした者が社会保険加入対象となります。

従業員数の数え方	社会保険加入義務要件 (以下全て満たす者)
<p>従業員数は以下の A+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>A</p> <p>フルタイムの 従業員数</p> </div> <p>+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>B</p> <p>週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・ アルバイトを含みます。</p> </div> </div>	<div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #333; color: white;"> <input type="checkbox"/> check 週の所定労働時間が 20時間以上 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #333; color: white;"> <input type="checkbox"/> check 月額賃金が 8.8万円以上 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #333; color: white;"> <input type="checkbox"/> check 2ヶ月を超える 雇用の見込みがある </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #333; color: white;"> <input type="checkbox"/> check 学生ではない </div> </div>

厚生労働省：<<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.files/51ninijyou.pdf>> 参考

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/guidebook_jigyonusushi_a4.pdf> 参考

- 秋頃：フリーランス保護新法（フリーランス・事業者間取引適正化等法）フリーランスは労働基準法が適用されないため、発注事業者からの一方的な契約内容変更や報酬の支払遅延等、取引上弱い立場に置かれています。そこで、フリーランス保護として下図の措置を講じることとされます。



厚生労働省：<<https://www.mhlw.go.jp/content/001176504.pdf>> 抜粋